

トライアングル JAPAN ファイナル 宿泊のご案内

「トライアングル JAPAN ファイナル」の開催にあたり、ご出席されます皆様方の宿泊のお世話を弊社にてお取扱させていただくことになりました。どうぞご利用賜りますようお願い申し上げます。

JTB 中国四国岡山支店

=手配旅行契約=

● ウェルカムパーティ・ご宿泊のご案内

<パーティ開催日・ご宿泊日：2008年11月15日(土)>

砺波ロイヤルホテル	宿泊パック① 洋室 ツイン・トリプル (2・3名利用)	宿泊パック② 和洋室 フォース (4名利用)	宿泊パック③ 和洋室 (5名利用)	ウェルカムパーティ 参加のみ④
大人	15,500円	15,500円	15,500円	10,000円
子供 (小学生以上・中学生未満)	10,350円	10,350円	10,350円	5,000円
幼児 (4歳以上・小学生未満) 寝具なし・お食事のみ	1,730円	1,730円	1,730円	1,730円

※幼児の方でも寝具が必要な場合は、子供料金となります。

※4歳未満のお子様は無料です。(寝具なし)

A. お申込方法

- 表示の料金は、1泊夕食付(④は宿泊無し夕食のみ)、消費税・サービス料込のお一人様料金です。
 - 最少催行人員：ツインルーム2名様、和洋室4名様
 - 上記、プランには添乗員は同行いたしません。各宿泊施設でのチェックイン手続きはお客様ご自身でおこなっていただきます。
 - 個人勘定及びこれに伴うサービス料金と諸税は各自ご清算願います。
 - お申込は専用の申込用紙にて郵送もしくはFAXにて、JTB 中国四国岡山支店にお申込ください。
申込用紙の宿泊・ウェルカムパーティ欄に申し込み記号①～④をご記入ください
ご登録いただきました個人情報に関しましては(株)JTB中国四国が運営業務をサポートするイベント・コンベンションに係る目的以外での利用は行いません。個人情報の管理には当社個人情報保護方針にもとづき適切な体制で臨んでおります。FAXを送信される際はくれぐれも誤送信等、ご注意ください。
あわせてお手数ですが、FAXの着信確認のご連絡をお願いいたします。」
 - 部屋数には限りがございますので、お申し込みはお早めをお願い申し上げます。
また、必ずしもご希望の部屋タイプになるとは限りません。相部屋の可能性もございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 申込締切日：2008年10月31日(金) 先着順となりますのでお早めにお申込みください。

B. お支払方法

- お申込受付後予約が確定次第、予約確認書及び費用明細書をお送り致しますので、費用明細書に記載しております期日までにご入金ください。
- 銀行振込またはクレジットカードでのお支払いが可能です。
- クレジットカードでのお支払いをご希望の方は、申込用紙に必要事項をご記入ください。予約確認書をお送りする際に清算させていただき、ご利用控えをお送り致します。
- 銀行振込でのお支払いをご希望の方へは、お振込先を記載した費用明細書をお送り致します。

C. お申込事項の変更・取消について

- 1) 別紙「**変更・取消シート**」に変更前の内容と変更後の内容をもれなくご記入の上、**FAX もしくは郵送にて** JTB 中国四国岡山支店宛にお送りください。
お電話での変更及び取消のご連絡はお受けできませんのであらかじめご了承ください。
なお、弊社営業時間外のご連絡は、翌営業日受付扱いとさせていただきますのでご了承ください。
- 2) JTB 中国四国岡山支店へのご連絡のない取消・変更については一切ご返金いたしませんのでご了承ください。取消・変更によるご返金は、大会終了後となります。

※ 取消料 (1 名様 1 泊分につき)

取消日		15 日前まで	14～8 日前	7～2 日前	前日	当日・無連絡
取消料	宿泊	無料	代金の 20%	代金の 30%	代金の 80%	代金の 100%
	ウェルカムパーティ	無料	代金の 20%	代金の 30%	代金の 80%	代金の 100%

◇申込書送付先・お申込に関するお問い合わせ◇

〒700-0822 岡山市表町1-7-36

JTB 中国四国岡山支店『トライアングル JAPAN ファイナル』係

TEL: 086-232-7278 FAX: 086-223-7759 営業時間: 月～金 09:30～17:30 (休業日: 土、日、祝日)

担当: 北邨 (きたむら) 総合旅行業務取扱管理者: 浜崎 洋

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

取引条件説明書（手配旅行用）

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下、単に「契約」といいます。)とは、当社がおお客様の依頼により、旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。尚、この取引条件説明書は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

2. 契約の申込、契約の成立

- (1) おお客様が契約を申し込まれる場合は、別紙の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出してください。
- (2) 契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の時期は契約書面に記載します。
- (4) 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他のおお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

3. 旅行代金とその支払時期

- (1) 旅行代金(旅行費用並びに当社の取扱料金をいいます。)の額は旅行出発前日までに全額お支払い下さい。
- (2) 旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動があった場合は旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

4. 取扱料金

- (1) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

取 扱 料 金	旅行費用総額の 20%以内
---------	---------------

- (2) おお客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、おお客様は所定の取扱料金を支払わなければなりません。

5. 契約の変更

- (1) おお客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りおお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) おお客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、下記の変更手続料金を支払わなければなりません。

	国内旅行	海外旅行
変更手続料金	1 運送・宿泊機関等につき 1,050円(消費税込)	別表参照

6. 旅行契約の解除

- (1) おお客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。

- ① 第4項に掲げる取扱料金
- ② おお客様が既に受けた旅行サービスにかかる旅行費用
- ③ おお客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他の旅行サービス提供機関に払う費用
- ④ 前号の旅行サービスの手配の取消しに係わる取消手続料金

	国内旅行	海外旅行
取消手続料金	1 運送・宿泊機関等につき 1,050円(消費税込)	別表参照

7. 契約責任者

- (1) 当社は、おお客様が定めた責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)が、その団体を構成するおお客様(以下「構成者」といいます。)の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして、当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らかの責任を負うものではありません。
- (3) 契約が締結された場合は契約責任者は当社が定める日までに構成者の人数を通知し、又は名簿を当社に提出しなければなりません。

8. 当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりおお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。(手荷物に関する賠償限度額は1人15万円、但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)但し、損害発生の翌日から起算して2年以内(手荷物については国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内)に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

9. おお客様の責任

当社は、おお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、おお客様はその損害を賠償しなければなりません。

10. 旅行業務取扱主任者

旅行業務取扱主任者とはおお客様の旅行を取り扱う支店での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明に不明な点がある場合は、下記旅行業務取扱主任者に遠慮なく問い合わせ下さい。

一般旅行業務取扱主任者	浜崎 洋
-------------	------

11. ボンド保証制度

当社は、社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定の限度に達するまで弁済を受けることができます。

また、当社は、社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定の限度額に達するまで弁済を受けることができます。